

四半期報告書の作成上の留意点（平成20年6月第1四半期提出用）について

財団法人 財務会計基準機構企画部副長 渡部 類

I. はじめに

四半期報告制度は金融商品取引法第24条の4の7で規定された新しい開示制度で、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用される。対象となる会社は、有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の政令で定めるものとなっており、中間期にあたる第2四半期については、半期報告書ではなく第2四半期報告書の提出が義務付けられることとなる。

以下、本稿では企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）第四号の三様式に沿って適用初年度である平成20年度の第1四半期を念頭に、半期報告書と記載内容が異なる箇所、四半期報告書固有の記載事項を中心に解説する。

なお、文中、意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

（注）本稿では原則として平成20年1月1日の法令等に基づいて解説を行うが、本稿が掲載される前後に開示府令、四半期連結財務諸表規則（以下「四半期連結財規」という。）、企業会計基準等が改正されていることも想定されることから、その場合には改正後の府令、会計基準等に基づいて適切に開示されるようお願いしたい。

II. 四半期報告書全般にわたる作成上の留意点

開示府令第17条の6により、四半期報告書においては、四半期連結財務諸表を記載した場合には、個別の四半期財務諸表については記載を要しないと規定されており、本稿では四半期連結財務諸表を記載している場合を想定している。

また、四半期報告制度は平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入されるため、前事業年度においては適用されていない。したがって、適用初年度である平成20年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期においては、前事業年度に係る四半期連結財務諸表の記載は不要であり、また、前年同四半期との対比の記載が求められている事項についても記載は不要となる。

III. 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

開示府令第四号の三様式記載上の注意（以下「記載上の注意」という。）(5)により、当四半期連結会計期間、当四半期連結累計期間、前年同四半期連結会計期間、前年同四半期連結累計期間、最近連結会計年度の5期間について、一定の経営指標等を記載することとされている。

今回の第1四半期の場合には、[資料1]のように第1四半期とその右側に前期を記載

することとなる。また、項目によっては記載期間が会計期間または累計期間と特定されているものもあるため、[資料1]の一番上の回次欄には「当第1四半期連結累計（会計）期間」とすることが適当であると考えられる。

なお、四半期連結財務諸表を作成している場合と作成していない場合とでは、記載項目が若干異なるので、注意が必要である。

[資料1] 記載事例

回次	第〇〇期 当第1四半期連結累計（会計）期間	第〇〇期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
四半期（当期）純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
純資産額（百万円）	XX,XXX	XX,XXX
総資産額（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり純資産額（円）	XXX.XX	XXX.XX
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額（円）	XX.XX	XX.XX
自己資本比率（%）	XX.X	XX.X
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	X,XXX	X,XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ X,XXX	△ X,XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	XXX	XXX
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高（百万円）	XX,XXX	XX,XXX
従業員数（人）	X,XXX	X,XXX

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 従業員の状況

半期報告書では、連結会社における従業員数については事業の種類別セグメントに関連付けて記載することとされていたが、四半期報告書ではセグメント別の記載は不要である。

また、半期報告書では連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を記載することとされていた。しかし、四半期報告書では、著しい増減があった場合には事業の種類別セグメントに関連付けてその事情及び内容を記載することとされ、労働組合との間の特記すべき事項の記載は不要となる。

臨時従業員が相当数以上ある場合には、半期報告書と同様に平均雇用人員を外書する。なお、その場合、半期報告書では「主要な経営指標等の推移」の従業員数の箇所にも同様の記載をすることとなっていたが、四半期報告書ではその記載は不要である。

IV. 事業の状況

1. 生産、受注及び販売の状況

基本的には半期報告書での記載と同様であるが、生産、受注及び販売の状況について、事業の種類別セグメントに関連付けて記載することが困難な場合には、半期報告書では「業績等の概要」欄に含めて記載することができるとされていたが、四半期報告書では次に記載している「財政状態及び経営成績の分析」欄に含めて記載することができるとされている。

なお、生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合等、特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けて記載することとされている。

2. 財政状態及び経営成績の分析

この項目自体は有価証券報告書において規定されていたものであるが、四半期報告書では記載上の注意(11)で提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載することと規定され、半期報告書の記載項目であった

- (a) 事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの「業績の状況」及び「キャッシュ・フローの状況」
- (b) 「事業上及び財務上の対処すべき課題」
- (c) 「研究開発活動」

について、まとめて記載することとなる。さらに、四半期報告書では経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報等の記載が求められているが、これらは単独の項目として記載する方法の他に、上記(a)～(c)の必須となる項目と併せて記載することも考えられる。

また、規定上では全ての項目を代表者による分析・検討内容として記載するようになっているが、項目に応じては有価証券報告書や半期報告書と同様に、事実関係を記載することになるものもあると解される。

(b)の「事業上及び財務上の対処すべき課題」については、重要な変更があった場合又は新たに発生した場合、その内容、対処方針等について具体的に記載することになるが、前有価証券報告書や前四半期報告書に記載した重要な課題については、その後の経緯等をフォローした形で記載することが適当であると考えられる。さらに、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている場合には、当四半期に重要な変更がない場合であっても会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載することになる。

(c)の「研究開発活動」については、半期報告書では「研究開発活動の状況及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載する」とされていたが、四

半期報告書では「まず、研究開発活動の金額を記載し、加えて研究開発活動の状況に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けた内容を記載する」ととされている。

なお、将来に関する事項を記載する場合には、四半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載することになる。

V. 設備の状況

基本的には半期報告書での記載と同様であるが、四半期報告書の様式では半期報告書の様式と異なり、「第3 設備の状況」の項目に集約され、この項目だけになっている。しかし記載上の注意(12)のaにおいて「主要な設備の状況」の記載について、bとcにおいて「設備の新設、除却等の計画」の記載について規定されていることから、半期報告書と同様にこれらの項目をたてて記載することが適当であると考えられる。

「主要な設備の状況」では、当四半期において主要な設備に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、所要の記載項目を事業の種類別セグメントに関連付けて記載することになる。

「設備の新設、除却等の計画」では、次の3つの記載パターンが規定されている。

- ①前四半期末(第1四半期においては前期末)で計画中であった設備の新設等について、当四半期において重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けてその変更の内容を記載
- ②前四半期末(第1四半期においては前期末)で計画中であった設備の新設等について、当四半期において完了したものがあつた場合には、その旨及び完了年月を記載
- ③当四半期において、新たに設備の新設等の計画が確定した場合には、その設備の内容等を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載

VI. 提出会社の状況

1. 株式等の状況

四半期連結財務諸表を記載した場合には、個別の四半期財務諸表の記載は要しないとされているが、「提出会社の状況」では四半期連結財務諸表の記載に関わらず、個別の情報が半期報告書と同様に求められている。

この中で「株式の総数等」「新株予約権等の状況」「ライツプランの内容」「発行済株式総数、資本金等の推移」は、基本的には半期報告書での記載と同様である。

(1) 大株主の状況

「大株主の状況」は記載上の注意(17)で規定されているとおり特徴がある記載となっており、第1四半期及び第3四半期と第2四半期とでは記載内容が大きく異なる。

第2四半期は、基本的に半期報告書での記載と同様で、当四半期末現在の「大株主の状況」を記載する。

これに対して、第1四半期と第3四半期は当四半期末現在の大株主の状況を記載するのではなく、「大株主の異動があった場合」に限って、その旨を記載することになる。この場合、異動があったことだけでなく、新たに大株主となった場合には、当該大株主の名称、住所、所有株式数、その割合を記載することになる。

また、「大株主の異動があった場合」をどのように把握するかであるが、これは毎回定期的に第1四半期末及び第3四半期末で株主名簿を閉めて確認する必要はなく、大量保有報告書等の写しの送付を受けたこと等により、大株主の異動が明らかである場合には第1四半期末及び第3四半期末で株主名簿を閉めて確認するという取扱いになると考えられる。つまり、大株主の異動が明らかであるきっかけとなるものは、ほとんどのケースで大量保有報告書の写しが送付されてきた場合が想定される。

また、大株主の異動が明らかである場合でも、四半期末で株主名簿を閉めることができず、その内容を確認できない場合には、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記することになると考えられる。

同様に、記載上の注意(17)eは半期報告書における規定と同じで、大株主と想定される者から大量保有報告書等の写しが送付されてきて、株主名簿を閉めてその内容が確認できる場合を想定しているが、この場合でも、四半期末で株主名簿を閉めることができず、その内容を確認できないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記することになると考えられる。

[資料2-1]は大量保有報告書の写しの送付を受け、当第1四半期会計期間に大株主の異動を把握した場合、[資料2-2]は大量保有報告書の写しの送付を受けたが株主名簿と保有状況が大幅に相違しており、実質所有状況が確認できない場合、[資料2-3]は大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間に大株主の異動が明らかではない場合の記載事例である。

[資料2-1] 記載事例

当第1四半期会計期間において、株式会社△△△から平成20年6月○日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月10日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受け、株主名簿を確認したところ、大株主であった○○○○は大株主でなくなり、以下の△△△が大株主となったことが判明した。

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社△△△	東京都港区赤坂○丁目○番○号	X,XXX	XX.XX

[資料2-2] 記載事例

当第1四半期会計期間において、株式会社△△△から平成20年6月○日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月10日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けたが、株主名簿と相違しており、実質所有状況の確認ができない。

なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりである。

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社△△△	東京都港区赤坂○丁目○番○号	X,XXX	XX.XX

[資料 2-3] 記載事例

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第 1 四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

2.2 (2) 議決権の状況

基本的には半期報告書での記載と同様で、当四半期末現在の議決権の状況を記載するが、四半期末の議決権の状況を記載することができない場合には、直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。この場合、[資料 3] の記載事例の(注)2. のように、四半期末の状況を記載できない具体的な理由、及び直前の基準日に基づく株主名簿による記載をしている旨を注意書きすることが適当であると考えられる。

[資料 3] 記載事例

①【発行済株式】		平成 20 年 6 月 30 日現在	
区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 0,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 000,000,000	000,000	—
単元未満株式	普通株式 0,000	—	一単元(0,000株)未満の株式
発行済株式総数	000,000,000	—	—
総株主の議決権	—	000,000	—

(注) 1. (略)
 2. 当第 1 四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、
(具体的な理由).....のため、記載することができない
 ことから、直前の基準日(平成 20 年〇月〇日)に基づく株主名簿による記載をしている。

②【自己株式等】
 (略)

2.3 株価の推移

株価の推移の記載期間は、その四半期会計期間ではなく、四半期累計期間となる。つまり、第 1 四半期では 3 か月、第 2 四半期では 6 か月、第 3 四半期では 9 か月となる。

3.3 役員 の 状況

記載上の注意(20)に規定されているとおり、前期の有価証券報告書の提出日後、四半期報告書の提出日までの役員 の 異動を記載、つまり、累積して記載することになる。したがって、第 1 四半期に記載した役員 の 異動については、第 2 四半期及び第 3 四半期においても記載することになる。

また、新任役員の「任期」欄については「〇年〇月～〇年〇月」と記載する方法の他に、例えば「〇年〇月〇日～選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時」と記載する方法も考えられる。

VII. 経理の状況

1. 冒頭記載

「監査証明」については、四半期レビュー報告書の文言と合わせて、第 1 四半期の場合には「当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について」と記載する。

また、監査法人等が交代した場合にはその旨を記載するが、比較対象は第 1 四半期の場合には前期、第 2 四半期及び第 3 四半期の場合には直前の四半期となり、記載上の注意(21) d において「当四半期連結会計期間において交代した場合」とされていることから、第 1 四半期の場合には「前連結会計年度」だけが比較の対象となる。

なお、四半期連結財務諸表を作成していない場合は、作成していない旨及びその理由を記載することとなる。

2. 四半期連結財務諸表

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る四半期報告書から、X B R L が導入される。X B R L の導入に伴い、平成 20 年 6 月 6 日付で四半期連結財規等が改正されているが、その主な改正内容は技術的・形式的なものである。改正後の四半期連結財務諸表の様式では、外枠や縦・横の罫線等がなくなり、さらに四半期連結貸借対照表では構成比の記載が、四半期連結損益計算書では百分比の記載が不要となっている。

(1) 四半期連結貸借対照表

記載上の注意(22) a に規定されているが、四半期連結貸借対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを左側に、前期に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書で掲げた連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの）を右側に記載する。

連結財規では「たな卸資産」の科目で区分掲記することとなっているが、四半期連結財規ではその内訳科目である「商品」「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」の科目で区分掲記することが求められている。さらにこの場合には、前期の要約連結貸借対照表においても、四半期連結財規と同様に、その内訳科目で区分掲記することとなる[資料 4]。

流動負債、固定負債の引当金は、他の項目の負債と一括して掲記することはできず、金額が負債及び純資産の合計の 100 分の 1 を超えるものは、その設定目的を示す科目で掲記することになる。

また、流動資産のその他に区分しているもので、金額が資産の総額の 100 分の 10 を

超えるもの、又は100分の10以下であっても区分して表示することが適切であるものは、その資産を示す科目で区分掲記することになる。

なお、このような取扱いは、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債、固定負債等においても概ね同様である。

[資料4] 記載事例

(単位:百万円)		
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	X, XXX	X, XXX
受取手形及び売掛金	XX, XXX	XX, XXX
有価証券	XXX	XXX
商品	XX, XXX	XX, XXX
製品	XXX	XXX
半製品	X, XXX	X, XXX
原材料	XXX	XXX
仕掛品	X, XXX	X, XXX
その他	X, XXX	X, XXX
流動資産合計	XXX, XXX	XXX, XXX

(2) 四半期連結損益計算書

記載上の注意(22)bに規定されているが、四半期連結損益計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に、及び、前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に記載する。

また、記載上の注意(24)bのただし書きにより、第1四半期の場合には、四半期連結会計期間に係るものは記載を要しないとされているため、第1四半期連結累計期間に係るものだけを記載することとなる。

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

記載上の注意(22)cに規定されているが、四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に記載する。

3. 注記事項

四半期連結財務諸表における注記の開示対象期間については、以下のとおり整理を行っている。

連結財務諸表の注記の開示対象期間については特に規定はないが、開示府令において、

開示期間を定めて連結財務諸表を掲げることが求められているため、それに応じた期間の注記を掲載している。

具体的には、有価証券報告書は開示府令において、前期分と当期分の連結財務諸表を掲げることになっており、半期報告書では、前中間期分と当中間期分の中間連結財務諸表を掲げ、さらに前期分の要約連結財務諸表を掲げることとなっていた。

連結財務諸表には、連結財務諸表本表と注記が含まれることになっており、連結財務諸表本表や要約連結財務諸表本表の種類によって開示対象期間が異なるものがなかったことから、必然的に本表の開示対象期間に係る連結財務諸表の注記を全て記載することとなっていた。つまり、有価証券報告書では前期と当期における注記を全て記載し、半期報告書では前中間期、当中間期、前期における注記を全て記載していた。

ところが、四半期連結財務諸表では、前述のとおり、四半期連結財務諸表本表の種類によって開示対象期間が異なっていることから、全ての注記を一律に時系列に並べて記載することは適当ではない。

そこで、まずは、四半期連結財務諸表の種類に直結している注記（例えば、四半期連結貸借対照表に係る注記、四半期連結損益計算書に係る注記など）については、当該四半期連結財務諸表の本表での開示対象期間に合わせて記載し、それ以外の注記、つまり、四半期連結財務諸表の種類に直結していないもの、どの四半期連結財務諸表に係る注記か特定できないもの（例えば、継続企業の前提に関するもの、重要な後発事象、追加情報、有価証券に関するものなど）については、原則として当四半期連結会計期間における注記を記載することとしている（このような考え方を本稿において、以下「注記の基本的考え方」という。）。

(1)継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況（以下「ゴーイング・コンサーン」という。）

四半期連結財規第 27 条でゴーイング・コンサーンの注記について規定されており、四半期連結決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在する場合には、第 1 号から第 4 号までを記載することとなっている。具体的な取扱いには、四半期財規ガイドライン 21 に定められているが、ポイントは下記のとおりである。

- ①前期の連結財務諸表にゴーイング・コンサーンの注記をした事象や状況が当四半期連結貸借対照表日においても存在する場合には、その四半期連結貸借対照表日までにおける事象や状況の変化も含めて記載。
- ②重要な疑義を抱かせる事象や状況を解消又は大幅に改善するための「経営者の対応」には、解消するための経営計画がある場合にはその内容が含まれ、経営計画がない場合には継続企業を前提に財務諸表を作成することが合理的と判断した理由が含まれる。経営計画については、取締役会等の意思決定機関によるものを記載することが望ましく、経営計画がない場合においても、債務超過である時や債

務の不履行の可能性が高い時にはその解消の見通し等を記載。

「経営者の対応」の掲載期間については、

イ．前期末に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在した場合で、

(イ)当四半期末までに特段の変化がない場合には、少なくとも当四半期が属する連結会計年度末まで

(ロ)当四半期末までに大きな変化があった場合には、少なくとも当四半期末の翌日から1年間

ロ．前期末に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在しなかった場合で、当四半期に新たに発生した場合には、少なくとも当四半期末の翌日から1年間について記載。

- ③当四半期末後に重要な疑義を抱かせる事象や状況が発生し、当四半期が属する事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす場合には、後発事象に該当。
- ④当四半期末に存在した重要な疑義を抱かせる事象や状況が当四半期末後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載。
- ⑤前期末又は前四半期末に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当四半期に解消している場合には、当四半期に係る記載は不要となるが、解消に至った経緯や経営者の対応などの具体的な説明は3頁「財政状態及び経営成績の分析」などの項目で記載することが適当。
- ⑥「注記の基本的考え方」に基づき、ゴーイング・コンサーンの開示対象期間は当第1四半期連結会計期間と考えるが、ゴーイング・コンサーンの形態も様々であり、注記についてもいろいろなケースが考えられる。したがって、それらを適切に開示するためには前期において記載した注記についても、併せて記載することが考えられる。

(2)四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

四半期連結財務諸表においては、「作成のための基本となる重要な事項」を記載するのではなく、それを変更した場合に限って記載することになる。記載事項は、四半期連結財規第10条第1項に規定されているが、第1号は連結の範囲等に関する事項の変更、第2号は会計処理基準に関する事項の変更、第3号は表示方法に関する変更、第4号は四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に関する変更となっている。

会計処理の原則及び手続きの変更は期首に行われることが一般的であると考えられるため、第2号の会計処理基準に関する事項の変更は、主に第1四半期に該当することになると思われる。しかし、第2四半期以降で自発的に重要な会計処理基準に関する事項の変更を行う場合もあり、そのような場合には、年度と四半期会計期間の会計

処理の首尾一貫性が確保されないことから通常の会計処理基準に関する変更の注記に加え、その旨、その理由及び変更後の会計処理をすでに開示した四半期会計期間において適用した場合の影響額の開示も求められている。なお、自発的な会計処理基準に関する事項の変更とは、会計基準の設定又は改正以外の理由により会計処理基準に関する事項の変更をした場合をいう。

当第1四半期に関する「会計処理基準に関する事項の変更」には、「棚卸資産の評価に関する会計基準」「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」「工事契約に関する会計基準」「リース取引に関する会計基準」などがある。

例えば「リース取引に関する会計基準」について見てみると、年度決算については平成20年4月1日以後開始する事業年度から強制適用となるが、四半期については平成21年4月1日以後開始する事業年度から強制適用となり、平成20年4月1日以後開始する事業年度から早期適用が可能である。

早期適用する場合には下記のとおり2つの会計処理があるが、この場合には会計処理基準に関する事項の変更の記載が必要となり、その場合、四半期連結キャッシュ・フロー計算書等に重要な影響を与えている場合には、営業損益等に与える影響に加え、当該重要な項目に与える影響も記載することが考えられる。

- ①全ての所有権移転外ファイナンス・リース取引についてリース会計基準を適用、つまり、売買取引に係る会計処理を行う場合には、リース資産の内容等の注記は不要。
- ②リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き賃貸借取引に係る会計処理を行う場合には、「会計処理基準に関する事項の変更」にその旨がわかるように記載することが適当であり、さらに、当該取引残高が企業再編等により前期末に比べて著しい変動がある場合には、四半期連結財規附則第3条に規定されているとおり一定の注記が必要。また、「経理の状況」の冒頭記載においても、四半期連結財規附則第3条の規定に基づいて作成している旨等を記載することが望ましいと考えられる。

「リース取引に関する会計基準」を早期適用しない場合、つまり、これまでと同様に全ての所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き賃貸借取引に係る会計処理を行う場合には、当然ながら「会計処理基準に関する事項の変更」の記載は不要となるが、リース取引残高が前期末に比べて著しい変動がある場合には、四半期連結財規附則第2条に規定されているとおり一定の注記が必要となる。なお、この注記は、これまで行ってきた従前の注記と同様のものである。

(3)簡便な会計処理

四半期連結財務諸表では、年度の財務諸表よりも開示の迅速性が求められることから、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り簡便的な会計処理によることができる

されている。四半期連結財規第 11 条で、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合、重要性が乏しい場合を除き、その旨及びその内容を記載することと規定されている。

四半期財規ガイドライン 6 で簡便な会計処理が例示されているが、これはあくまでも例示であるため、当該項目以外に簡便な会計処理を適用した場合にも、重要性が乏しい場合を除き、その旨及びその内容を記載する必要がある。

なお、簡便な会計処理は、これを変更した場合であっても会計方針の変更には該当しないと考えられる。

(4) 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

四半期連結財務諸表の作成のために採用する会計処理の原則及び手続は、原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計処理の原則及び手続に準拠する必要がある。しかし、四半期会計期間は 3 か月という短い会計期間であり、例えば操業度等が大きく変動した場合などにおいては売上と売上原価の対応関係が適切に表示されない可能性があるため、四半期特有の会計処理を適用することが可能とされている。

四半期特有の会計処理は、四半期連結財規ガイドライン 12 に「原価差異の繰延処理」「後入先出法における売上原価修正」「税金費用の計算」と定められており、それらを適用した場合には、重要性が乏しい場合を除き、その旨及びその内容を記載する必要がある。

この場合、ある四半期特有の会計処理を選択することのできる条件を満たした場合であっても、必ずしもこれを採用しなければならないということはなく、継続適用を条件として年度決算と同様の方法と四半期特有の会計処理とのいずれかを選択して適用することができる。したがって、四半期特有の会計処理として認められている方法はいずれも会計方針と考えられ、それを変更した場合には会計方針の変更に該当することになる。

なお、四半期特有の会計処理のうち、「原価差異の繰延処理」と「後入先出法における売上原価修正」については、一定の条件を満たさなくなった場合には選択することができないとされているため、従来これらの方法を採用していたが、一定の条件を満たさなくなったことにより年度と同様の方法に変更した場合には、会計方針の変更に該当しないと考えられる。

(5) 四半期連結貸借対照表関係

「注記の基本的考え方」により、四半期連結貸借対照表の本表の開示期間と合わせて当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における注記を記載する。

7 頁記載の、「2. 四半期連結財務諸表」「(1) 四半期連結貸借対照表」の区分掲記に

も関連するところだが、区分掲記することが求められている流動資産の科目の金額が資産の総額の100分の1以下で、他の科目と一括して表示することが適当である場合には、適当な科目で一括して掲記することができる。ただし、その場合には、その内訳科目及び金額を注記することになる。

「たな卸資産」を例にとると、「商品」「製品」「半製品」等の各科目の金額が資産の総額の100分の1以下で、「たな卸資産」の科目で一括して掲記した場合には、その内訳科目及び金額を注記することになる。なお、この注記についても「注記の基本的考え方」に記載のとおり、前連結会計年度末の内訳科目及び金額も記載することとなる。

このような取扱いは、無形固定資産、流動負債、固定負債においても概ね同様となる。

「担保に供されている資産」に関する注記については、事業の運営において重要なものであり、かつ、前期末に比べて著しい変動がある場合には、その著しい変動がある担保資産だけの内容及び金額を記載することが求められている。[資料5]では、土地に著しい変動があったケースで、その旨を明確にするために表題を掲げており、また、「注記の基本的考え方」により、前期についても当該資産に関する注記を掲げることとなる。なお、前期の有価証券報告書では、土地以外にも建物、投資有価証券なども担保に供されている資産として注記されているものと想定される。

[資料5] 記載事例

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※○ 担保資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりである。 土地 XX,XXX百万円	※○ 担保資産 土地 XX,XXX百万円

(6)四半期連結損益計算書関係

「注記の基本的考え方」により、四半期連結損益計算書の本表の開示期間と合わせて、当四半期連結累計期間における注記を記載する。なお、第2四半期以降については、四半期連結会計期間における注記も併せて行うこととなる。

(7)四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係

「注記の基本的考え方」により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の本表の開示期間と合わせて、当四半期連結累計期間における注記を記載する。

(8)株主資本等関係

四半期連結財務諸表では、四半期連結株主資本等変動計算書の記載は求められてい

ないが、四半期連結財規に基づき注記事項が規定されている。下記1～4が具体的な注記事項となるが、1～3は当四半期連結会計期間末における注記を、4は当四半期連結累計期間における注記を記載する。

1. 発行済株式の種類及び総数
2. 自己株式の種類及び株式数
3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高
4. 配当に関する事項
 - (1) 当四半期連結累計期間における配当
 - (2) 基準日が当四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

「3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高」で、新株予約権がストック・オプションとして付与されている場合は、四半期連結財規第90条第2項により、同条第1項第1号（新株予約権の目的となる株式の種類）及び第2号（新株予約権の目的となる株式の数）の記載は不要とされている。また、四半期連結財規ガイドライン90の第2項で、親会社と連結子会社におけるものを区分して記載することとなっている。

なお、四半期連結財規第92条により、株主資本の金額が前期末に比べて著しい変動がある場合、主な変動事由を注記しなければならないと規定されており、四半期連結財規ガイドライン92で「主な変動事由」について定められている。

(9)セグメント情報

四半期連結財規により、「事業の種類別セグメント情報」に関しては様式第一号、「所在地別セグメント情報」に関しては様式第二号、「海外売上高」に関しては様式第三号に基づいて記載するが、どの様式も前四半期連結会計期間と当四半期連結会計期間、前四半期連結累計期間と当四半期連結累計期間の4つの表が規定されている。当第1四半期については、「当第1四半期連結累計期間」についてだけ記載することとなるが、これは、第1四半期連結損益計算書の開示期間とも整合しているものである。

セグメント情報における留意点は下記の①～⑥となる。

- ①実務負担等を考慮して、有価証券報告書に比べて、「事業の種類別セグメント情報」では、営業費用、資産、減価償却費、資本的支出の金額の記載は不要。また、「所在地別セグメント情報」では、営業費用、資産の金額の記載は不要。
- ②「事業の種類別セグメント情報」及び「所在地別セグメント情報」における売上高の記載については、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高又は振替高を区分しないで記載することが可能。
- ③記載対象セグメントや営業費用の配分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由、その変更が「事業の種類別セグメント情報」又は「所在地別セグメント情報」に与えている影響額を記載。

また、国又は地域の区分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由、その変更が「海外売上高」に与えている影響額を記載。

- ④会計処理方法を変更して、「事業の種類別セグメント情報」又は「所在地別セグメント情報」に重要な影響を与えている場合には、当該セグメント情報に対する影響額を注記することが適当。
- ⑤企業結合や事業分離等により、「事業の種類別セグメント情報」に係るセグメント別の資産の金額に前期末に比べて著しい変動があった場合には、その概要を記載。
- ⑥「海外売上高」における各セグメントに属する主な国又は地域に関する情報について、重要な異動がある場合には、その内容を記載。

(10)有価証券関係

四半期連結財規第16条により、有価証券が企業集団の事業の運営において重要なもので、かつ、前期末に比べて著しい変動がある場合、一定の注記をすることとされているが、この場合の著しい変動については「満期保有目的の債券で時価のあるもの」と「その他有価証券で時価のあるもの」の2つの区分により判断し、該当する区分について注記することとなる。つまり、有価証券全体では著しい変動がない場合、例えば「満期保有目的」が10億円増加し、「その他有価証券」が10億円減少した場合、相殺すると有価証券全体としての変動はゼロとなるが、2つの区分により判断するのでそれぞれの区分について注記をすることとなる。

また、ゴーイング・コンサーンの注記と同様、変動の状況を適切に開示するために、前期において記載した該当する区分に係る注記についても併せて記載することが考えられる。

[資料6]の記載事例は、「その他有価証券で時価のあるもの」が前期末に比べて著しい変動がある場合で、その旨を明確にするために表題を掲げている。

[資料6] 記載事例

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	X, XXX 百万円	X, XXX 百万円	XXX 百万円
(2) 債券	XX, XXX "	XX, XXX "	X, XXX "
① 国債・地方債等	XXX "	XXX "	XXX "
② 社債	XX, XXX "	XX, XXX "	X, XXX "
③ その他	XXX "	XXX "	XXX "
(3) その他	XXX "	XXX "	XXX "
計	XX, XXX "	XX, XXX "	X, XXX "

(11)デリバティブ取引関係

四半期連結財規第 17 条に規定されているが、前述の有価証券関係と同様の考え方となる。つまり、通貨、金利、株式等の対象物の種類ごとに判断し、該当する対象物の種類ごとに注記することとなる。

また、変動の状況を適切に開示するために、前期において記載した該当する対象物の種類に係る注記についても併せて記載することが考えられる。

(12)ストック・オプション等関係

四半期連結財規第 18 条（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）による注記は、四半期連結財務諸表への影響額に重要性がある場合に記載することとなる。

また、四半期連結財規第 19 条（ストック・オプションに関する注記）第 1 項では、当四半期においてストック・オプションを付与した場合の注記事項が規定されており、第 2 項では、当四半期においてストック・オプションの条件変更を行った場合、その変更内容を注記することが規定されている。

(13)企業結合等関係

特にパーチェス法を適用した場合、当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額について監査証明を受けていないときには、その旨を記載しなければならないことに留意する必要がある。

(14) 1株当たり情報

半期報告書では、1株当たり情報として、1株当たり純資産額、1株当たり中間純損益金額等及びそれぞれの算定上の基礎について、まとめて注記していたが、四半期連結貸借対照表と四半期連結損益計算書に係る注記は開示対象期間が異なるので、四半期報告書では区別して注記することとなる。つまり、[資料7]にあるとおり、「1. 1株当たり純資産額」では当第 1 四半期連結会計期間末と前期末について記載し、「2. 1株当たり四半期純利益金額等」では当第 1 四半期連結累計期間について記載する。

「1株当たり純資産額」及び「1株当たり純資産額の算定上の基礎」の注記に関しては、「1株当たり純資産額」の注記は四半期連結財規第 59 条で、記載しなければならないとされているが、「1株当たり純資産額の算定上の基礎」については四半期財規ガイドライン 52 の第 2 項で記載することは妨げないとされており、記載することは任意となっている。

また、「1株当たり四半期純損益金額」及び「当該金額の算定上の基礎」、「潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額」及び「当該金額の算定上の基礎」の注記に関し

ては、四半期連結財規第 78 条、財規ガイドライン 95 の 5 の 2-1、四半期財規ガイドライン 70-2 に規定されている。

さらに、希薄化に関する記載として、四半期財規ガイドライン 70-2 の第 3 項により、希薄化効果を有していないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前期末から重要な変動がある場合、又は、希薄化効果を有していないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の記載をしていない場合でも、潜在株式が存在し、その潜在株式について前期末から重要な変動がある場合には、その概要を記載する必要があることに留意する必要がある。

ここで、半期報告書では、そのような潜在株式についてはその旨、潜在株式の種類、潜在株式の数を記載していたが、四半期報告書では「前期末から重要な変動がある場合」に限って、その概要を記載することとなる。[資料 7]の「2. 1 株当たり四半期純利益金額等」の一番下の欄が具体的な記載事例となる。

なお、四半期連結財規第 78 条第 3 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号については、適用初年度においては、記載は不要である。

[資料 7] 記載事例（潜在株式が存在し、1 株当たり四半期純利益の場合）

1. 1 株当たり純資産額		
当第 1 四半期連結会計期間末 (平成 20 年 6 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 20 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額 ○○○円○○銭	1 株当たり純資産額 ○○○円○○銭	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。		
	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成 20 年 6 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 20 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	XXX	XXX
(うち新株予約権)	(XXX)	(XXX)
(うち少数株主持分)	(XXX)	(XXX)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末) の純資産額 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX
1 株当たりの純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末 (連結会計年度末) の普通株式の数 (千株)	XXX, XXX	XXX, XXX
2. 1 株当たり四半期純利益金額等		
当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 6 月 30 日)		
1 株当たり四半期純利益金額 ○○円○○銭	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 ○○円○○銭	
(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。		
	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 6 月 30 日)	
(1) 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	X, XXX	
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	XXX	
(うち………)	(XX)	
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	X, XXX	
普通株式の期中平均株式数 (千株)	X, XXX, XXX	
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	XX	
(うち支払利息 (税額相当額控除後) (百万円))	(XX)	
(うち………)	(XX)	
普通株式増加数 (千株)	XX, XXX	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第○回新株予約権付社債 (券面総額○○○百万円) この概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	

VIII. 四半期レビュー報告書

四半期レビュー報告書に関しては、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」における四半期レビュー報告書の文例に沿って記載することになる。

IX. 確認書

金商法に基づく開示府令第四号の二様式の「確認書」は、平成20年4月の四半期報告制度から適用される。従来、確認書は任意の提出であったが、平成20年4月からは強制適用となり、四半期報告書に添付するのではなく、四半期報告書と併せて提出することとなる。

具体的な記載事項は、開示府令第四号の二様式の「記載上の注意」に読み替え規定があり、四半期報告書については「四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項」及び「特記事項」となる。

「四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項」については、同記載上の注意(6)に規定されており、

- a 確認した四半期報告書の四半期会計期間
- b 代表者及び最高財務責任者が四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨（最高財務責任者とは、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として定めている場合に限り、単に財務を担当している者は含まれない）
- c 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由

を記載することになる。具体的な記載事例は、[資料8]のとおりである。

[資料8] 記載事例（確認した範囲が限定されている場合）

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役〇〇〇〇及び最高財務責任者〇〇〇〇は、当社の第〇期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）の四半期報告書の記載内容が、.....[具体的な理由].....のため、.....[具体的範囲].....を除き、金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

また、「特記事項」については、同記載上の注意(7)に規定されており、確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載することになる。